

検定制度と検定協会 第6回 ～性能規定化と検定協会（3）～

元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学）

小 林 恭 一



本稿では、ルートC（後述）についてその意図や仕組みを解説するとともに、ルートCと消防法施行令（以下「消令」）第32条との関係、ルートCの創設に伴って改正された消防設備士制度や消防設備点検資格者制度、検定制度、遡及適用などの諸制度について、その企図したところを解説します。

特殊消防用設備等と総務大臣の認定

超高層ビル、巨大複合建築物、大空間を有する建築物等で、現行の消防用設備等の技術上の基準では想定していないようなものを建築する場合には、その防火安全性を確保するため、「通常用いられる消防用設備等」の基準に適合しない「特殊の消防用設備等その他の設備等」で、その性能を判断するのに必要な消令第29条の4第1項の規定に基づく省令が定められていないものを設置したい、というニーズが生ずる可能性があります。これらについても、必要な「性能」を有するものについては円滑に設置を認めていくことが必要であるため、消防法の性能規定化の一環として、消防法第17条第3項に基づく総務大臣認定制度が設けられました。

この制度は、一般的な審査基準が確立されていない「特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」）を設置しようとする場合には、防火対象物ごとに、高度な技術的識見を有する性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき、総務大臣がその性能を審査し、必要な性能を有するものについては円滑に設置できるようにする途（ルートC）を開くことを企図したものです。また、これにより総務大臣に技術的知見を蓄積し、同種の設備が一般的になった場合には、消令第29条の4第1項の規定に基づく省令を定める（ルートB）ことに繋げることにより、消防長等が円滑、的確にこの種の消防用設備等の設置を認めることができるようにすることも

検定協会だより 令和7年8月

企図しています。

「特殊消防用設備等」については、消令第29条の4第1項の規定に基づく設備等と同様、「通常用いられる消防用設備等」と同等の地位（表1参照）が与えられるほか、

- ① 検定制度の適用除外（消令第37条）
- ② 点検報告制度の特例（消防法施行規則（以下「消則」）第31条の6第2項及び第3項並びに平成16年（2004）消防庁告示第9号（以下「告示9号」））

という二つの措置を講じて、特殊消防用設備等の導入の円滑化に配慮するとともに、このジャンルにおける技術開発を促進しようと企図しています。

表1 「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」が「通常用いられる消防用設備等」と同様の「消防用設備等」とされた効果

- ① 設置維持義務（消防法第17条第1項）
- ② 設置時における消防長等への届出及び検査（消防法第17条の3の2）
- ③ 点検及び報告義務（消防法第17条の3の3）
- ④ 消防長等の設置維持命令（消防法第17条の4）
- ⑤ 消防設備士の業務独占（消防法第17条の5）
（従来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるものに限る。（消令第36条の2第1項及び第2項））
- ⑥ 甲種消防設備士の業務独占対象消防用設備等に係る工事着手の届出（消防法第17条の14）
- ⑦ 消防長等の設備等技術基準適合検査義務（消則第31条の3第2項）
- ⑧ 認定消防用設備等にかかる設備等技術基準適合検査の省略（消則第31条の3第3項）
- ⑨ 登録認定機関による消防用設備等の認定（消則第31条の4）

設備等設置維持計画

消防法第17条第1項の関係者は、「通常用いられる消防用設備等」に代えて、総務大臣が「必要とされる防火安全性能」を有すると認める「特殊消防用設備等」を用いることができると思いますが、この総務大臣の認定の際に不可欠なものとして位置づけられているのが「設備等設置維持計画」です（消防法第17条第3項）。

「特殊消防用設備等」は、「通常用いられる消防用設備等」の延長上にある場合もありますが、これまでの消防用設備等とは全く異なる種類のものである可能性もあります。このような「特殊消防用設備等」を、どのような防火対象物に、どのように設置し、どのように維持管理していくか、ということは、「特殊消防用設備等」の有する防火安全性能についての判断に不可欠ですが、あらかじめ基準として定めておくことはできません。

このため、「特殊消防用設備等」を設置しようとする防火対象物の関係者は、自ら当該設備の設置及び維持に関する計画（設備等設置維持計画）を作成することとされました（消防法第17条第3項）。総務大臣の認定の際には、当該設備が「設備等設置維持計画」に従って設置し、及び維持されることが前提となっており（同条第3項）、日本消防検定協会等が行う性能評価の際にはこの計画を前提として評価することとされています（消防法第17条の2）。

また、設置時における消防長等への届出及び検査（消防法第17条の3の2）、点検及び報告（消防法第17条の3の3、消則第31条の6）及び消防長等の設置維持命令（消防法第17条の4第2項）については、この「設備等設置維持計画」への適合性の有無をチェックすることになります。

このように、特殊消防用設備等の設置にあたっては、その防火安全性能の担保手段として「設備等設置維持計画」が極めて重要な役割を担っていることに留意しなければなりません。

点検報告制度の特例と特種消防設備点検資格者

消防用設備等に係る点検、報告制度については、消防法第17条第1項に基づく消防用設備等と同様に、特殊消防用設備等についてもその対象とされました（消防法第17条の3）。

特殊消防用設備等の場合は、点検の方法を簡略化したり点検期間を延長したりすること自体を大きな目的として開発される場合もありえますので、点検・報告の期間については、前述のとおり、防火対象物の関係者が作成する「設備等設置維持計画」に定めるところによることとされています（消則第31条の6第2項、第3項及び告示9号）。

また、特殊消防用設備等に係る点検方法については、同様に「設備等設置維持計画」によるものとし、点検報告書の様式についても、通常の報告書の様式に「設備等設置維持計画」で定める点検表を添付して行うこととされています（告示9号）。

さらに、特殊消防用設備等の点検の十全を期するため、消防用設備等の点検資格者制度に「特種」という資格の種類が新設されました。この結果、特殊消防用設備等の点検を行うことができる者は、「特種消防設備点検資格者」又は後述の特類の甲種消防設備士に限られることになりました（平成16年（2004）消防庁告示第10号）。

甲種特類消防設備士

消防法第17条の5の消防用設備等の工事又は整備に係る業務独占については、「設備

等設置維持計画に従って設置しなければならない特殊消防用設備等」もその対象とされました（同条第2号）。これにより、特殊消防用設備等の工事又は整備のうち、従来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するものについては、案件ごとに消防庁長官が業務独占の対象として定めていくことになりました（消令第36条の2第1項）。

また、特殊消防用設備等の工事又は整備を行う消防設備士については、「特類」というジャンルが新設されました（消則第33条の3）。この結果、特殊消防用設備等のうち、消防設備士の業務独占の対象とされたものについては、「特類」の甲種消防設備士の資格を有する者でなければ工事又は整備を行ってはならないことになりました。

特殊消防用設備等は、従来の消防用設備等の概念を超えた高度な技術を用いたものであることが期待され、実際にも、様々な設備や建築構造の組み合わせによって必要な防火安全性能を満たそうとすることが予想されますので、「特類」の甲種消防設備士は消火設備系（第1類～第3類のいずれか一つ以上）、情報設備系（第4類）及び機械設備系（第5類）という3種類全ての消防設備士の資格を有していなければ受験できないこととされました（消則第33条の8第2項）。この結果、甲種特類の消防設備士は、3種類の甲種消防設備士の資格を有する上に特類の資格を有する「スーパー消防設備士」的な性格を持つことになりました。

検定制度の適用除外

消防長等が消令第32条を適用して「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」の設置を認めようとする場合に、大きな障害となっていたのが消防法第21条の2に基づく検定制度でした。「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」の一部又は全部が「検定対象機械器具等」に該当する場合には、これらが総務省令で定める検定対象機械器具等に係る技術上の規格（以下「規格省令」）に適合していなければ使用できないこととされており、かつ、消防法第21条の2に係る規定は、消令第32条に基づき適用しないことができる「この節（令第2章第3節）の規定」の範囲外だからです。

このため、それぞれの消防用設備等の規格省令に特例条項（例；消火器の技術上の規格を定める省令第53条など）を設け、規格省令に適合しないけれどもこれと同等以上の性能を有すると認められるものについては、総務大臣がそのための専用の基準を作成して検定することとして弾力化が図られました（昭和62年（1987）本誌令和7年（2025）4月号拙稿「検定制度と検定協会」第4回～性能規定化と検定協会（1）参照）。しかし、この仕組みは、総務大臣による「型式承認」や日本消防検定協会による「個別検定」な

どの枠組み内での弾力化であったため、工事日程が詰まっている具体的な防火対象物に設置する場合などには、手続に時間と労力がかかることなどから、改善を求める声が上がっていました。

このため、性能規定化に係る一連の改正の一環として、消令第37条が改正され、「(消防) 法第17条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等の部分であるもの」については、日本消防検定協会等の性能評価を踏まえて総務大臣が認定することによりその防火安全性能が確認されることを前提に、検定対象機械器具等の範囲から除くこととされました。

特殊消防用設備等と遡及適用

既存の特定防火対象物における消防用設備等に対する消防法第17条の2の5第2項第4号に基づく遡及適用の規定は、「特殊消防用設備等」については適用されないこととされました。遡及適用対象とするには、同号に「消防法第17条第3項の特殊消防用設備等」を追加する必要があるのですが、性能規定化に係る一連の改正の際に、これを追加しないこととしたのです。

消防法第17条の2の5第2項第4号の規定は、消防用設備等にかかる技術上の基準の整備が十分でなかった時代（昭和49年（1974））に、大阪市千日デパートビル火災（昭和47年（1972）、118人死亡）、熊本市大洋デパート火災（昭和48年（1973）、100人死亡）などの多数の死者を伴う火災を契機として強化された消防用設備等の規制を、既存の防火対象物にも遡及的に設置させることを主な目的として制定されたものですが、その後、制定又は改正された現行の技術上の基準は、必要な安全水準を一定程度満たしていると考えられます。一方、特殊消防用設備等は、その防火安全性能が現行の消防用設備等と同等以上の水準であることについて、高度な識見を有する日本消防検定協会又は登録検定機関が性能評価を行い、その結果を踏まえて総務大臣が認定するものです。特殊消防用設備等を遡及適用の対象としないことについては、このような両条文の趣旨や制定経緯などを勘案して判断したものです。

消防防災システムの高度化推進要綱

著しく大規模化、高層化、複合化又は大空間化が進んだ防火対象物において、適切な火災監視、制御等を行い、火災時に的確に対応するには、通常の警報設備等では十分ではないため、防火対象物の規模、構造、複合化の状況、利用形態、利用時間帯等、個々の防火対象物の実態に応じて、総合操作盤を中心とした総合消防防災システムが設置さ

れることが多くなっています。

総合消防防災システムについては、「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」(昭和61年(1986)消防予第171号)による技術的知見を踏まえ、平成9年(1997)に「総合消防防災システムガイドライン」(平成9年(1997)消防予第148号)として示されています。

しかしながら、総合消防防災システムが、設置される防火対象物の状況に応じた的確に機能するかどうかについては、一般的な判断基準を示すことは困難であるため、当該防火対象物の構造特性に応じた火災性状を前提として、ハード面とソフト面を総合した火災対応の内容、火災に関する情報処理・伝達システムに係るアルゴリズム等についての専門的な評価が不可欠です。

このため、平成16年(2004)6月、消防庁次長から「特殊消防用設備等に係る消防防災システムの高度化推進要綱」(平成16年(2004)消防予第66号)が示され、現行の消防法令で予想しない特殊な技術による消防防災システムや高度な消防防災システム等で、技術基準が定められていないもの(複数の総合操作盤を設置する場合なども該当します)については、積極的に特殊消防用設備等として位置づけることにより、消防防災システムの高度化を促進していくこととされました。

このため、消防防災システムの高度化を促進するため「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」とセットで行われていた消防庁長官表彰制度については、「特殊

表2 令和6年度(2024)優良消防用設備等表彰(消防庁)

防火対象物名称	優良消防用設備等名称
温故創新の森 NOVA RE 旧渋谷邸	伝統的建造物自動火災 検知放水システム「慈雨」
ミュージックテラス (Kアリーナ横浜・ヒルトン横浜・Kタワー横浜)	大空間機械排煙設備
虎ノ門一・二丁目地区 第一種市街地再開発事業 及び東京メトロ日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅	・火災に関する情報を相互に伝達する機能を有する複数の総合操作盤を用いた設備 ・管理形態及び避難誘導を考慮した音声警報によるきめ細やかな放送を行う設備
麻布台ヒルズ 森JPタワー&レジデンスA・ガーデンプラザC	・火災に関する情報を相互に伝達する機能を有する複数の総合操作盤を用いた設備 ・管理形態及び避難誘導を考慮した音声警報によるきめ細やかな放送を行う設備

消防用設備等のうち特に優れたものについて、年度ごとに表彰する」という形で存続することとされました。以後、毎年度数件の特殊消防用設備等が消防庁長官によって表彰されており、令和6年度（2024）に表彰されたものは（表2）の4件となっています。

消令第32条の改正

従来、消防長又は消防署長は、「①（個別の）防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災による被害を最小限度に止めることができる」と認められる場合」と、「②通常用いられる消防用設備等と同等以上の効力があると認められる「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を用いる場合」には、消令第32条を適用して通常の技術上の基準を適用しないことができることとされており、そのような場合の取扱いについては消防長等に委ねられていました（前出「検定制度と検定協会」第4回～性能規定化と検定協会（1）参照）。

消防法に性能規定が導入され、消令第29条の4に基づく「客観的検証法」ルート（ルートB）と消防法第17条第3項に基づく「総務大臣認定」ルート（ルートC）が創設されると、同様の権限を国と地方公共団体の双方が行使することは法制上不自然であることから、上記②をそのまま存続することは困難になりました。

このため、消令第32条のうち②については削除することとされましたが、残る①が従来のままだと、同条を適用するには「火災の発生のおそれが著しく少ないこと」、「延焼のおそれが著しく少ないこと」及び「火災等の災害による被害を最小限度に止めることができること」の3つの要件を満たすことが必要で、その適用範囲が著しく限定されることとなります。

このため、建物の防火安全性が高まって来ていること、消防法令の適用について防火対象物の実態に即した柔軟な対応が求められていることなどの状況を踏まえ、「火災等の災害による被害を最小限度に止めることができること」が満たされる場合には、「火災の発生のおそれが著しく少ないこと」又は「延焼のおそれが著しく少ないこと」のいずれかが満たされていれば、十分な防火安全性が確保できるものと考え、旧消令第32条の「火災の発生及び延焼のおそれが著しく少な」という要件を「火災の発生又は延焼のおそれが著しく少な」という要件に改めることにしました。

消防法の性能規定化の意義

消防用設備等は、昭和35年（1960）に現行のような法体系になって以来、その種類、性能等に大きな変化はありませんでしたが、性能規定の導入により、全く新しい「消防

の用に供する設備等」が積極的に開発されていく環境が整備されたのだと思います。

「性能規定化」とは、開発者の発想により行われた技術開発について、審査する側がその性能を何とかして判断しなければならない、ということです。

国民の安全に直結するものであるだけに、技術開発が斬新であればあるほど、判断に費用や時間がかかるかも知れませんが、とにかく、「基準にあっているから合格、いないから不合格」ではなく、「性能があるから合格、ないから不合格」ということになるわけです。

この「性能規定化」により、国民の防火安全水準を確保しつつ出来るだけ経済合理性を求める、という政府全体の方針を踏まえて新たな仕組みが構築されたことになります。これにより、消防法が求める性能（安全水準）を達成するための方法論が多様化して、より経済性、合理性にすぐれた設備等が用いられるようになると期待されます。建築出身の私としては、それに止まらず、「性能規定化」を梃子とした新たな消防用設備等の開発により、建築空間の新たなジャンルの実現をリードすることなども期待しています。